

eLTAX(エルタックス)をご利用ください。

南風原町では平成24年11月からeLTAX(エルタックス)を利用した地方税の電子申告を開始しました。これにより、次の申告や届出を郵送や窓口に出向くことなく、パソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができます。

ご利用できる手続きについて

税目	利用できる申告及び申請・届出
町・県民税 (特別徴収関係)	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告(総括表・個人別明細書) ● 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 ● 普通徴収から特別徴収への切替申請 ● 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出 ● 公的年金等支払報告
法人町民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人市民税の申告 ● 法人設立・設置届出 ● 異動届
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ● 償却資産の申告

eLTAX(エルタックス)とは

地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことで、eLTAX(エルタックス)は地方公共団体が組織する「(社)地方税電子化協議会」が運営を行っています。

eLTAX(エルタックス)のご利用手続き

手続き及び操作方法の詳細については、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>) または次のヘルプデスクをご利用ください。

eLTAXサポートデスク

電話：0570-081459 (IP電話やPHSなどをご利用の場合：045-759-3931)
 受付時間：月曜～金曜、午前8時30分～午後9時
 休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)



平成25年度 町・県民税の申告は済んでいますか？

「平成25年度 町・県民税の申告」は、平成25年1月1日現在の住所地で行います。申告の内容は、平成24年1月1日～12月31日の収入状況などで、本来は平成25年3月15日までに申告すべきものです。まだ申告を済ませていない方は、早めに申告を行いましょ。



申告をしないことで、以下の申請が適正に行えない場合があります。

- 「国税」や「後期高齢者医療の保険料」の軽減制度
- 国保や後期高齢者医療の高額療養費
- 国民年金の免除申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 就学援助の申請
- 福祉サービスの申請 など

お問い合わせ：税務課 住民税班 ☎889-4413

争族(相続)対策!“遺産争いは百害あって一利なし” 税務相談無料

税理士法人 八幡会計事務所

税理士・中小企業診断士・行政書士 八幡 繁信
 税理士・行政書士 浦本 智香子
 那覇市寄宮2丁目5番45号 TEL(098)854-2440
 ホームページ <http://hachiman.tkenf.com/pc/>

南風原町民・農家に朗報! 美玉完熟堆肥に助成金が出ます。

草刈り、樹木の伐採おまかせください!
 ☎889-7143 南風原町字神里409番地
 ★JAはえばる・はえばるエコセンターでも販売しています

税を考える週間

～税の役割と税務署の仕事～
 11月11日(月)～17日(日)

くらしの中の税金展

南風原町役場 町民ホール(1階)
 11月11日(月)～22日(金)

那覇税務署による年末調整説明会

沖縄コンベンションセンター
 11月14日(木) 午前10時～午後0時30分
 ●年末調整のしかた ●源泉徴収票等の作成

※会場の駐車台数には限りがありますので、バス・タクシーなどをご利用ください。

税務署からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

【現行の記帳・帳簿等の保存制度対象者】
 白色申告の方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方。

☆平成26年1月からの記帳・帳簿等の保存制度☆

【対象】
 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方。
 ※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

【帳簿等の保存】
 収入金額や必要経費を記載した帳簿(7年保存)のほか、業務に関して作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類(5年保存)を保存する必要があります。

☆記帳説明会のご案内☆

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。か、税務署にお電話いただき、所得税担当までお問い合わせください。

お問い合わせ 那覇税務署 ☎867-3101

自賠責保険(共済)未加入でのバイク・車の運行は法令違反です!!

自賠責とは?

「自賠責」は、法律で義務付けられている強制保険で、交通事故の被害者を救済すると共に、万が一加害者になってしまった場合に備えるための制度で、運転中に起きた対人事故を補償します。もし、自賠責に加入しないまま事故を起こすと、多額の損害賠償金を全額自己負担しなければなりません。

ご継続の手続きをお忘れではありませんか? 自賠責の満期年月はバイクのナンバープレートに貼られているステッカー(保険標章)にて確認できます。今一度、ご確認ください。



自賠責保険を付けずに運転すると・・・?

- 1年以下の懲役、または50万円以下の罰金
- 違反点数6点のため免許停止処分30日(免許停止の前歴がない場合)
- 自賠責保険(共済)ステッカー(標章)を表示していない場合や、自賠責保険(共済)の証明書所持せずに運行した場合、30万円以下の罰金に罰せられますので、自賠責保険の期限切れにご注意ください。

もし、ステッカー(標章)がナンバープレートに貼られていない場合は、自賠責保険に未加入の可能性もありますので、この機会にご確認ください。

なお、自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

お問い合わせ 税務課 住民税班 ☎889-4413

固定資産(家屋)について ～お知らせとお願い～

①家屋を取り壊したとき
 住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出してください。
 建物を取り壊しても、届出がないと壊したことが確認できず、誤って課税されることになりかねません。納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、その年の4月から始まる年度について1年分課税されます。年の途中で取り壊しても、年税額は変わりませんのでご注意ください。



②家屋の名義を変更したとき
 登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は「未登記家屋名義変更届」を提出してください。
 登記されている家屋は、法務局での名義変更手続き(所有権移転登記)をすると法務局から役場へ新しい所有者に関する通知が送られてくるため、所有者を変更することができますが、登記されていない家屋については役場へ届出をしていただかないと所有者の変更ができません。
 登記の有無については、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、登記されていない家屋には家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されています。

お問い合わせ 税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413